

# 「京丹後市教育大綱（案）」について意見を募集 ～パブリック・コメントを実施します～

令和4年5月24日

京丹後市役所

京丹後市では、京丹後市教育大綱（案）を取りまとめました。ついでには、広く市民の皆様から意見を聴取するため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

## 記

1 意見募集対象 京丹後市教育大綱（案）

2 意見募集期間 令和4年5月25日（水）～6月14日（火）

※ 意見の提出期限は、令和4年6月14日（火）必着とします。

3 資料の閲覧・配架場所（令和4年5月25日から6月14日まで公開）

- (1) 京丹後市ホームページ「パブリック・コメント」
- (2) 市長公室政策企画課及び各市民局

4 意見の提出方法

- (1) 意見は、郵便、ファクシミリ又は電子メールで提出。

[提出先]

- 郵便の場合：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市役所 市長公室 政策企画課

- ファクシミリの場合：0772-69-0901

- 電子メールの場合：[kikaku@city.kyotango.lg.jp](mailto:kikaku@city.kyotango.lg.jp)

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、市長公室政策企画課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。

5 意見の取扱い

- (1) 提出された意見を踏まえ、必要に応じて内容を検討します。

- (2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ、市長公室政策企画課及び各市民局で一定期間公表します。なお、意見に対し、個別に回答は行いません。
- (3) 意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

## 6 意見の提出上の注意

- (1) 提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがあります。
- (2) 公表を希望しない場合は、その旨を記載する必要があります。
- (3) 意見は、日本語で記入するものとします。

### 【参考】京丹後市教育大綱（案）の概要

#### (1) 趣旨

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づく、京丹後市の教育等の振興に関する大綱（京丹後市教育大綱）として位置付けている京丹後市教育振興計画（平成27年3月策定）が、10年間の計画期間の中で、令和元年11月に中間見直しが実施されました。これについて、令和元年度第1回京丹後市総合教育会議（令和元年11月6日開催）において、改定後の京丹後市教育振興計画について、引き続き、京丹後市教育大綱と位置付けることとされたところです。

このたび、市政全体を俯瞰した教育大綱を改めて策定するに当たって、令和3年2月に策定した第2次京丹後市総合計画基本計画との整合性を踏まえつつ、まちづくり・ひとづくり全体を通じた市政全体を視野に入れながら、かつ、令和元年11月に改定した京丹後市教育振興計画以後に生じた社会の動き、変化等を踏まえて、新たな『京丹後市教育大綱』を策定します。

#### (2) 構成

京丹後市教育大綱は、「はじめに」、「Ⅰ 京丹後市教育大綱の理念」、「Ⅱ 京丹後市教育大綱の理念達成に向けた4つの柱」のほか、参考として、「京丹後市教育大綱の策定の趣旨と位置付け」、「京丹後市教育大綱の策定期間」で構成しています。

**【お問い合わせ先】**

京丹後市役所市長公室政策企画課

電話：0772-69-0120／F A X：0772-69-0901

電子メール：[kikaku@city.kyotango.lg.jp](mailto:kikaku@city.kyotango.lg.jp)